

# 湯河原町敬老のつどい

介護課 内線344

多年にわたり社会に尽くしてこられた方々を敬うとともに、その労をねぎらい「湯河原町敬老のつどい」を開催します。

【日時】9月15日(月・祝) 12:40～15:40

(開場 正午)

【会場】湯河原中学校体育館



【送迎】各地区送迎バスをご利用ください。  
(※バスの運行表などは『広報ゆがわら 9月号』でお知らせします。)

【祝金品】対象者宅を訪問して贈呈します。

対 象	祝金品
77歳 (昭和5年9月17日～昭和6年9月16日生れの方)	10,000円
88歳 (大正8年9月17日～大正9年9月16日生れの方)	20,000円と祝品
99歳 (明治41年9月17日～明治42年9月16日生れの方)	30,000円と祝品
100歳 (明治40年9月17日～明治41年9月16日生れの方)	50,000円と祝品
101歳以上 (明治40年9月16日以前に生れた方)	祝品

## ＝長寿ご夫婦に記念品を贈呈します＝

申込みは、8月20日(水)まで  
ご結婚50年及び60年を迎えられたご夫婦に、記念として夫婦湯呑みを贈呈します。

平成20年9月15日までに引き続き1年以上湯河原町にお住まいで住民登録のあるご夫婦のうち、次に該当される方は介護課までお申込みください。

なお、本籍地が湯河原町以外の方は、ご結婚日が確認できる書類(戸籍の写しなど)をご提示ください。  
(すでに、ご結婚50年・60年の記念品の贈呈を受けているご夫婦は対象になりません。)

### ご結婚50年を迎えたご夫婦

昭和32年9月16日から昭和33年9月15日までに結婚されたご夫婦及びご結婚後50年を経過したご夫婦

### ご結婚60年を迎えたご夫婦

昭和22年9月16日から昭和23年9月15日までに結婚されたご夫婦及びご結婚後60年を経過したご夫婦

## 長寿(後期高齢者)医療制度について

住民課 内線325～327

長寿(後期高齢者)医療制度について、所得が低い方への新たな保険料の軽減対策や、保険料のお支払い方法の変更などの見直しが次のとおり実施されます。

### 【新たな軽減対策】

①均等割額の軽減割合の一部見直し  
…世帯の合計所得額により、均等割額が7割軽減となっていた方は、見直しにより8.5割軽減となります。

②所得割額に対する新たな軽減措置(年金収入153万円から210万円程度までの方)  
…本年度に限り、所得割額の50%が軽減されます。

①と②のどちらかに該当する方には、保険料を再計算し、保険料額の変更通知書を送付します。なお、全額納付などにより納めすぎとなった場合には、保険料の還付通知書を後日送付します。

なお、平成19年中の所得について申告手続きをされていない方は、軽減割合の判定ができませんので、至急申告をお願いします。

### 【保険料お支払い方法の変更】

…本年4月からすでに年金からの天引き(特別徴収)をされている方、また10月から天引きされる予定の方のうち次の要件を満たす方は、住民課で手続きをすれば保険料の納付方法を口座振替に変更できます。

①国民健康保険の保険料を最近2年間、確実に納付している方が、本人の口座振替により納付する場合

②世帯主又は配偶者がいる方(年金収入が180万円未満の方のみ)で、口座振替により納付を希望する方で、住民課での手続きが8月20日までに完了した場合(手続きが8月20日以降となった場合、時期により12月分以降の年金からとなりますので、ご了承ください。)

※なお、国民健康保険に加入していて10月から特別徴収となる予定の世帯についても、同様のお支払方法変更の措置があります。

○「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を該当する方に送付してあります。まだ未提出の方は、提出期限が過ぎていきますので、お早めに住民課に提出してください。